

欧米等の対内投資規制の概要比較

2021.7

CISTEC 事務局

国	関係法令	備考
米国	<p>① 外国投資審査現代化法（FIRRMA）の成立（18.8.13）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「米国事業関与者」に対する「支配的投資」だけでなく、一定の「非支配的投資」（※1）、不動産（※2）も対象。 ※1 a) 重大技術、重大インフラ、機微な個人データの扱いに関する決定に関わることができる場合、b) 実質的な非公開情報へのアクセスが可能になる場合、c) 役員等の職位に就くことができる場合 ※2 軍事・安全保障関連施設の近接地・周辺等、大規模ハブ空港、戦略的港湾等 ・「米国事業関与者（“US Business”）」は、少なくとも「米国と取引があり、かつ米国に子会社・支店がある場合」を含む（＝非米国企業間の投資でも対象になり得る）。 ・事後審査が原則だが、2つの場合に事前申告義務化 ※a) 外国政府と実質的な利害関係がある場合 <ul style="list-style-type: none"> b) 特定 27 産業分野における重大技術に関する投資（注：施行後の改正で分野限定を撤廃） ・事前申告を怠った場合、最大、当該投資額と同額の罰金。 ・「重大技術」は、ECRA の「新興技術」「基盤的技術」を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国では従前から、事後審査が原則だったが、FIRRMA で一定の場合の事前申告義務化を導入した。 ■ 20 年 2 月に全面施行して間もない 5 月時点で、コロナ禍の混乱に乗じた中国の買収の動きに対抗して、輸出許可が必要となる相手からの投資を全て規制対象とする細則改正案を公表し、10 月に施行した。 ■ トランプ政権時代には、半導体のクワルコムやラティスの買収等を阻止した事例がよく知られている（FIRRMA の前身の FINSA 下でのもの）。 ■ 最近の CFIUS 案件としては、 <ul style="list-style-type: none"> ① TikTok 米国事業の売却命令（対バイトダンス） ② 中国のファンドが、韓国の半導体企業 Magnachip 買収に対して停止の暫定命令をかけた（21.6.15） ⇒ 中国企業による日本の Lixil 伊子会社の買収阻止（18 年）と同様の、非米国企業間の投資を規制対象とするケース ■ なお、ECRA による新興技術、基盤的技術の規制が

	<ul style="list-style-type: none"> ・事後審査に期限なし。 ・CFIUS はいつでも審査を停止し、大統領に付託可能。 <p>【段階的施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイロットプログラムで 27 産業分野を対象に施行（18.11.10） ・全面施行（20.2.13） <p>【下位規則改正】（20.5.21 公表、同 10.15 施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前申告義務対象の投資のうち、「重大技術」に関する「27 産業分野」の限定を廃止し、「当該重要技術を当該投資者に輸出したならば、米国政府の許可が必要となる場合」と改めた。 <p>（＝輸出管理対象と投資管理対象を合わせた）</p>	<p>遅れていることに米議会は不満を有し、BIS を厳しく督促しているが、それらに係る投資規制をスタートできないという点が不満の大きな要因のひとつ。</p>
	<p>② 上院「2021 戦略的競争法案」における CFIUS 審査対象拡大条項</p> <p>a)外国企業・団体・人からの 100 万ドル超の大学等への金銭等の供与、又は契約</p> <p>b)その金銭等の供与又は契約が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重大技術」に関連し「重大な非公開技術情報」にアクセスすることを可能にする場合 ・支配を確立する制限・条件付である場合 	<p>■上院は「イノベーション・競争法案」を可決したが、その中に「戦略的競争法案」が含まれる（下院と調整の上で成立見込み）。</p> <p>同法案では、CFIUS の機能を強化し、企業買収だけでなく、大学・研究機関への資金提供、専門家派遣等の契約についても審査する条項が追加。</p>

EU	<p>① 「対内直接投資審査規則」(略称「スクリーニング規則」) 全面施行 (19.10.11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19年4月に発効し、1年半の準備期間設定。 ・安全保障、公の秩序の保護を目的。 ・<u>投資規制の導入、内容、判断は加盟国の判断に委ねるが</u>、EU内部での情報共有や意見交換義務、考慮すべき諸要件を定め、透明性、実効性を高める。 ・重要インフラの他、重要技術や個人情報を含む機微な情報へのアクセスが対象。 ・外国の政府機関等の直接・間接のコントロール下にあるか等の点を考慮できる(所有構造、資金援助を通じて)。 <p>※「重要技術」には、AI、ロボティクス、半導体、サイバーセキュリティ、航空・宇宙、防衛、エネルギー貯蔵、量子・核技術、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー等が含まれる。</p>	<p>■それまで安全保障の観点からの対内投資規制について、EUとしてまとまった形でのルールが存在しなかったが、中国による一連の主要欧州企業買収(クーカ等)を受けて、各国に整備を促し、EU内部での調整が図れるようにしたもの。</p> <p>ただし、規制の導入、最終判断は加盟国に委ねている。</p>
	<p>② 「現在の危機下で重要な欧州の資産と技術を保護するためのガイドライン」を欧州委が公表 (20.3.25)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重要な資産と技術の損失」を引き起こさないことを確実にするため警戒を強め、有する投資スクリーニングのスキームの最大限の活用や、それが無い場合には使えるすべてのツール(黄金株を含む)を動員するよう緊急要請。 	<p>■コロナ禍の混乱下で、株価低下したことに乗じて、中国企業グループが買収攻勢をかける姿勢をみせたことに、EUが(加盟国の規制の有無、水準にばらつきが大きいことから)危機感を抱き、「あらゆる手段で阻止せよ」と緊急の警告を各国首脳に発したものの。</p>
	<p>③ 「域外国の補助金に対する規則案」を欧州委が公表 (21.5.5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20年6月公表の外国補助金に関するホワイトペーパー等に基づき意見聴取・調整。 	<p>■上記の経緯もあり、各国に安全保障の観点からの対内投資規制の整備を促すととともに、中国の巨額の「政府補助金」による企業買収、公共調達における市</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、EU 理事会と欧州議会で審議予定。 ・一定規模以上の企業買収・合併、公共調達について外国補助金の市場歪曲効果を審査。 ※「補助金」には、買収資金のゼロ金利、無制限の保証、税の免除・軽減、国家による融資を含む。 ※被買収企業、合併企業の1社の売上げが5億ユーロ以上で、政府補助金が5千万ユーロ以上の場合が対象。 ・事前通報を義務付け、欧州委が職権調査。 ・不正確又は誤解を与える情報に基づく決定を取消し、新たな決定ができる。 	<p>場歪曲効果を問題し、加盟国任せにせず、欧州委員会自身が審査、是正措置を行うこととしたもの。</p>
<p>英国</p>	<p>○「国家安全保障及び投資法 2021」の成立 (21.4.29)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全保障上の観点から、支配権を取得する投資について政府による「審問権」「質問通告権」を導入。 ・投資後5年後まで審査可能。 ・17分野について、25%以上の株式・議決権の取得の場合に、事前申告義務。その分野以外でも事前申告を推奨。 <p>※先端材料、高度なロボット工学、AI、通信、コンピュータハードウェア、政府への重要なサプライヤー、エマージェンシーサービスのサプライヤー、暗号化認証、データインフラ、防衛、エネルギー、生物工学、軍事デュアルユース技術、量子工学、衛星・宇宙技術、輸送</p>	<p>■従来、「2002年企業法」において、買収に政府の介入を認める一般的規制しかなかったが、安全保障の観点からの対内投資規制を新たに定めたもの。</p> <p>18年7月公表のホワイトペーパーに基づき意見聴取を行い、政府権限の強化（審問権の導入）が規定された原案に、更に20年10月に義務的申告条項が加えられた（=事後審査が原則だが、重要分野は事前審査にする）。</p> <p>■20年4月のコロナの混乱に乗じて主要英国企業のイマジネーション・テクノロジー社（中国企業がケイマン諸島を通じて18年に買収済）のCEO等の交代を求める緊急取締役会の開催を中国企業側が要求したため、議会がその阻止のための調査を政府に要求。</p>

		<p>■21年7月に、中国の電子機器大手、聞泰科技（ウィンテック）のオランダ子会社が英最大の半導体メーカーのニューポート・ウエハー・ファブを買収したと発表したことに、英議会、政府は反発。ジョンソン首相は新法に基づく調査を行う旨表明。</p> <p>※ニューポート社は、自動車向け半導体のほか、5Gや顔認証技術に不可欠な高機能の化合物半導体も手掛け、複数の英国の大学と提携関係にある（ブルームバーグ 21.7.8 付）。</p>
ドイツ	<p>① 対外経済法の第1次改正（20.7.17）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EU のスクリーニング規則施行を踏まえて、法改正。 ・ 従来、EU 域外企業による投資の規制対象を、「議決権 10~25%超」（業種によって異なる）で、「国の公共の秩序・安全保障が実際かつ具体的な損害を受ける」と判断された場合のみだった。 これを、一律「10%超」に引下げ、「公共の秩序、安全保障に悪影響がある」と判断された場合に改正。 ・ 「ドイツ経済にとって特に重要な業種」として、製薬、防衛産業、エネルギー産業、産業用ロボット、人工知能、量子コンピューター、生命工学等を指定し、連邦経済エネルギー省の事前審査義務付け。 ・ 通報義務に違反して／審査中に買収を行った場合は、買収が無効化され、罰金などの制裁措置も科される（従来は、審査中でも買収可能だった）。 	<p>■2016年のロボットメーカー「クーカ」を、中国美的集団が買収したことが大きな転機。</p> <p>■その後の買収拒否の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2016年に中国の半導体メーカー福建半導体投資基金（FGC）が、ドイツの半導体メーカー「アイクストロン」の買収を試み、いったんは独政府も認可したが、米国から通報があり認可撤回（米国法人は米政府が不許可したことも踏まえての措置）。 ・ 2018年に中国の国営送電会社・国家电网（SGCC）が、ドイツの送電事業者「50ヘルツ」の株式の20%を取得しようとしたが、買収禁止に。 <p>■最近の動き—IMST社の買収禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20年12月に、連邦政府が、中国の防衛企業である中国航天科工集团有限公司（CASIC）の子会社によ

		<p>るドイツのハイテク企業 IMST（移動体・衛星通信技術研究所）の買収を禁止。</p> <p>・IMST 社は、衛星、無線通信、レーダーなどに関する特殊かつ重要なノウハウを持つ産学連携のスタートアップで、防衛面でも重要。</p>
	<p>② 対外経済法施行令第 17 次改正（21.4.28 閣議決定後施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職権調査開始権限の付与。 ・規制対象投資として以下を追加。 <ul style="list-style-type: none"> a) 通知義務につながるような閾値を超える「追加株式の取得」 b) 「支配の取得」一株式取得に付随して取締役の選任権、重要な事業上の決定についての拒否権、ドイツの安全保障と公の秩序に関連する情報へのアクセスを付与する契約 	
豪州	<p>① すべての対内投資の事前審査を義務付ける暫定措置（20.3.28）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資金額・分野を問わず全ての投資の事前報告・審査を義務付け。 ・審査期間も従来の 1 ヶ月から最大半年に延長。 	<p>■従来、中国を含む FTA 締結国からの投資は、国防、交通インフラ、通信等の重要産業でも、2 億 7500 万豪ドル（約 180 億円）以下の案件なら審査不要だった。それ以外の産業でも 11 億 9200 億豪ドル（約 770 億円）以下の案件なら審査不要だった。</p> <p>これに乗じて中国は、16 年前後には 3 兆円近い資金で、不動産、食品、インフラ等を幅広く買収。ダーウィン港の 99 年間の貸与契約、蒙牛乳業による豪粉大手ベラミーズの買収、長江実業集団等による豪ガスパイプライン大手を買収しようとした事例等。</p> <p>■20 年 4 月には、豪航空大手ヴァージン航空を中国</p>
	<p>② 外資による取得・買収法の改正法施行（21.1.1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①の暫定措置の後、20 年 7 月に改正法草案を公表。 ・「国家安全保障に関する事業」について、投資金額を問わず、一律で当局に通知義務。 <p>※主要インフラ（港湾を含む）、通信、防衛装備品関連事業、防衛技術・防衛関連情報に関する事業、土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コールイン権限」一通知義務がない投資であっても、審査が可能。 ・「レビュー権限」一承認済みの投資についても、国家安全保障上の 	

	<p>リスクが生じた場合、改めて審査を行い、是正措置等を求めることが可能。</p>	<p>航空大手 3 社が買収検討との報道。</p>
日本	<p>① 2017 年外為法改正 (17.10.29 施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審査付事前届出制の規制対象に、外国投資家が他の外国投資家から非上場株式を取得する行為を追加 ○無届けで対内投資を行った外国投資家等に対し、国の安全を損なうおそれがある場合には、必要な措置命令（株式の売却命令等）を行うことができる制度を創設 	
	<p>② 2019 年外為法改正 (20.5.8 施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事前届出の対象の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社の取得時事前届出の閾値引下げ（従来 10%→1%） ・役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止について、行為時事前届出を導入 ○取得時事前届出免除制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・一定の基準の遵守を前提に株式取得時の事前届出を免除 ※10%以下の取得には、政令で包括免除（外国金融機関対象：コア業種を含む）、一般免除（コア業種以外） ・事後報告、勧告・命令により、免除基準の遵守を担保 ○国内外の行政機関との情報連携の強化 	